

○逗子市市民農園条例

平成14年 3 月19日

逗子市条例第10号

改正 平成16年 3 月31日 条例第 6 号

平成19年12月12日 条例第24号

平成21年12月15日 条例第20号

平成23年 4 月13日 条例第12号

平成24年 3 月29日 条例第14号

平成24年 4 月20日 条例第18号

令和 4 年 3 月 2 日 条例第 4 号

（目的）

第1条 この条例は、市民が野菜や花の栽培を通じて自然にふれあい、農業に対する理解を深めるとともに、豊かな余暇生活の実現に資するために、逗子市市民農園（以下「市民農園」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 市民農園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（使用の範囲等）

第3条 市民農園を使用することができる者は、市内に住所を有する者でなければならない。

2 市民農園の使用は、1世帯1区画とし、1区画の面積は15平方メートルとする。

3 市民農園の使用期間は、当該年度の初日から翌年度の2月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その期間を変更することができる。

（使用の許可）

第4条 市民農園を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申込みを行い、許可を受けなければならない。

2 市長は、市民農園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用許可の取消し）

第5条 市長は、市民農園の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の

各号のいずれかに該当する場合には、市民農園の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可の取消しを申し出たとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の目的以外に使用したとき。
- (5) 前条第2項の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (7) その他市民農園の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、1区画月額750円の使用料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用することができないときは、市長は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第8条 使用者は、市民農園の使用期間が満了したとき又は第5条の規定により使用の許可が取り消されたときは、速やかに使用した区画を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、市民農園の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(市の免責事項)

第10条 市民農園において、天災地変その他の不可抗力により生じ、又は第三者に起因して生じた使用者の損害については、市長はその責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（使用期間の特例）

2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成14年度を当該年度とする市民農園の使用期間は、平成14年6月1日から平成16年2月末日までとする。

附 則（平成16年3月31日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月12日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第20号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月29日条例第14号）

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年4月20日条例第18号）

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日条例第4号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
桜山第1農園	逗子市桜山5丁目603番、603番2
桜山第2農園	逗子市桜山5丁目571番
桜山第3農園	逗子市桜山4丁目9番2、9番6
沼間第1農園	逗子市沼間4丁目1250番4
久木第1農園	逗子市久木9丁目1638番、1641番、1641番2

（平16条例6・平19条例24・平21条例20・平23条例12・平24条例14・平24条例

18・令4条例4・一部改正）